

TAC Wセミナー 司法試験講座

司法試験・予備試験 オリエンテーションBOOK



無断転載・無断複製禁止

◆目次◆

<第1部>	試験ガイド		
	1 法曹になる道筋	P1
	2 司法試験	P1
	3 予備試験	P6
	4 出願手続き	P10
	5 試験科目について	P15
<第2部>	司法試験豆知識	P18
<第3部>	合格体験記(H30司法試験合格者:河合孝行さん)	P22

第1部 試験ガイド

1 法曹になる道筋

法曹(裁判官・検察官・弁護士)になるための国家試験が、司法試験です。
司法試験を受験するためには、受験資格が必要です。

2つのルート

- ①法科大学院(未修3年or既修2年)修了→司法試験→※司法修習(1年)→司法修習生考試→法曹へ
- ②予備試験合格→司法試験→※司法修習(1年)→司法修習生考試→法曹へ

※司法修習とは、最高裁判所が、司法試験合格者に対して行う法曹になるための研修です。

法曹養成の必須課程であり、法曹資格を得るためには必ず受なければなりません。

司法試験合格後に1年間の修習を経て、最終試験(司法修習生考試)に合格して司法修習を終えることによって、はじめて裁判官、検事又は弁護士となる資格が与えられます。

1年間の研修内容は、大きく分けると以下ようになります。

- 分野別実務修習(8か月→裁判所4か月・検察庁2か月・弁護士会2か月)
- 集合修習(2か月)
- 選択型実務修習(2か月)

2 司法試験

① 概要

裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われます。

試験は、短答式(択一式を含む。)と論文式による筆記の方法により行われます。短答式試験と論文式試験は同時期に行われる予定であり、受験者全員が両方の試験を受けることになります。口述試験はありません。短答だけ、論文だけという受験はできず、全て受験する必要があります。

可否は短答と論文の総合成績で判定されます。しかし、短答式の点数が合格基準に達しない場合は論文答案の採点は行われません。短答式の合格基準は、6月上旬に発表されます。合格発表は9月中旬頃です。

なお、短答合格基準は、「各科目満点の40%以上の成績を得たものの中から合計得点〇〇〇点以上のものが短答に合格する必要な成績を得たもの」というように司法試験委員会が決定するので、毎年変動します。

② 受験資格と受験制限

司法試験を受験するためには、受験資格を得る必要があります。司法試験を受験することができるのは、法科大学院課程の修了者及び予備試験の合格者です。そして、その受験については、5年間という期間制限があります。法科大学院課程の修了者は、同課程修了日後の最初の4月1日及び予備試験の合格者です。

そして、その受験については、5年間という期間制限があります。法科大学院課程の修了者は、同課程修了日後の最初の4月1日から5年間の期間(受験期間)において5回の範囲内で受験することができます。他方、司法試験予備試験の合格者は、同試験合格発表日後の最初の4月1日から5年間の間(受験期間)において5回の範囲内で受験することができます。

● 2018年に受験資格を得るケース

年	月	法科大学院ルート	予備試験ルート
2018年	3月	≪ 修了 ≫ 2018.5~2022.5	
	5月	● 司法試験受験期間1年目	
	11月		≪ 合格 ≫ 2019.5~2023.5
2019年	5月	● 司法試験受験期間2年目	● 司法試験受験期間1年目
2020年	5月	● 司法試験受験期間3年目	● 司法試験受験期間2年目
2021年	5月	● 司法試験受験期間4年目	● 司法試験受験期間3年目
2022年	5月	● 司法試験受験期間5年目	● 司法試験受験期間4年目
2023年	5月		● 司法試験受験期間5年目

この期間内に最大5回の受験ができます。言い換えれば、この期間内に合格できなければ、受験資格を失ってしまいます。☠

注 意

取得した受験資格で司法試験を受験した場合、その受験資格に対応する受験期間内は、他の受験資格で司法試験を受験することはできません。つまり、法科大学院修了者が予備試験に合格していたとしても、いずれかの受験資格に基づいてしか、司法試験を受験できません。

③ 実施日程・試験地・出願・試験科目・合否基準

- <試験日> 例年5月中旬に4日間実施
- <試験地> 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市
- <結果発表> 短答式試験結果発表は6月上旬、論文式試験の結果との総合評価で発表される最終合格発表は9月上旬頃
- <出願> 出願時期は、例年11月～12月頃。願書は法科大学院、郵送、法務省来庁等で交付可能
受験料は28,000円です。

●平成30年(2018年)の試験日程

試験期日	集合	着席	試験時間		試験科目	
2018/5/16(水)	8:30	9:00	9:30～12:30	3時間	論文式試験	選択科目
	—	13:30	13:45～15:45	2時間	論文式試験	公法系科目第1問
	—	16:15	16:30～18:30	2時間	論文式試験	公法系科目第2問
2018/5/17(木)	9:00	9:30	10:00～12:00	2時間	論文式試験	民事系科目第1問
	—	13:00	13:15～15:15	2時間	論文式試験	民事系科目第2問
	—	15:45	16:00～18:00	2時間	論文式試験	民事系科目第3問
2018/5/19(土)	8:30	9:00	9:30～11:30	2時間	論文式試験	刑事系科目第1問
	—	12:30	12:45～14:45	2時間	論文式試験	刑事系科目第2問
2018/5/20(日)	9:30	9:30	10:00～11:15	1時間15分	短答式試験	民法
	—	11:45	12:00～12:50	50分	短答式試験	憲法
	—	14:00	14:15～15:05	50分	短答式試験	刑法

短答式試験成績発表:平成30年6月7日

最終合格発表:平成30年9月11日

<試験科目> ※平成27年より短答式試験は、憲法・民法・刑法の3科目のみとなっています。

科目名		短答	満点	問数	論文	満点	問数	合格基準点
必須科目	公法系	憲法	●	50点	40問程度	●	200点	【短答】 満点の40%未満の点数で不合格 【論文】 満点の25%未満の点数で不合格
		行政法	-	-	-	●	1問	
	民事系	民法	●	75点	50問程度	●	300点	
		商法	-	-	-	●	1問	
	刑事系	民法訴訟法	-	-	-	●	1問	
		刑法	●	50点	40問程度	●	200点	
選択科目	刑法訴訟法	-	-	-	●	1問	1科目を 選択 100点 2問 満点の25%未満の点数で不合格	
	労働法	-	-	-	●	100点		
	倒産法	-	-	-				
	知的財産法	-	-	-				
	経済法	-	-	-				
	環境法	-	-	-				
	租税法	-	-	-				
	国際関係法(公法系)	-	-	-				
国際関係法(私法系)	-	-	-					

平成30年司法試験（短答式試験）の結果

平成30年6月7日
法務省大臣官房人事課

1 受験者数等

(1) 受験者数 5, 238人（途中欠席38人）

(2) 採点対象者数 5, 200人

2 短答式試験の合格に必要な成績

(1) 成績判定

短答式試験の各科目において、満点の40%点（憲法20点，民法30点，刑法20点）以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が108点以上の成績を得たものは、短答式試験の合格に必要な成績を得た者とする（平成30年6月6日司法試験委員会決定）。

(2) 合格に必要な成績を得た者

対象者 3, 669人

平均点 128.1点

3 短答式試験の得点

得点		最高点	最低点	平均点	最低ライン (40%)未満
合計得点 (175点満点)		167	40	116.8	
科目別得点	憲法 (50点満点)	48	6	33.2	94人
	民法 (75点満点)	73	6	47.8	375人
	刑法 (50点満点)	50	6	35.9	159人

4 参考

(1) 合格に必要な成績を得た者の年齢別構成（本年12月末現在）

ア 平均年齢 31.8歳

イ 最高年齢 78歳

ウ 最低年齢 19歳

(2) 合格に必要な成績を得た者の性別構成

ア 男性 2, 770人（75.50%）

イ 女性 899人（24.50%）

平成30年司法試験の採点結果

法務省大臣官房人事課

1 合格者数等

(1) 合格者数 1,525人

※ 論文式試験の各科目において、素点の25%点（公法系科目・刑事系科目は50点、民事系科目は75点、選択科目は25点）以上の成績を得た者のうち、短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点805点以上の者（平成30年9月10日司法試験委員会決定）

(参考)

	平成30年	平成29年
出願者数	5,811人	6,716人
受験予定者数	5,726人	6,624人
受験者数	5,238人	5,967人
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	3,669人	3,937人
合格者数	1,525人	1,543人

(2) 合格者に関する情報

ア 選択科目別人員・割合

	平成30年		平成29年	
倒産法	240人	(15.74%)	270人	(17.50%)
租税法	101人	(6.62%)	94人	(6.09%)
経済法	265人	(17.38%)	220人	(14.26%)
知的財産法	192人	(12.59%)	201人	(13.03%)
労働法	466人	(30.56%)	480人	(31.11%)
環境法	67人	(4.39%)	73人	(4.73%)
国際関係法（公法系）	9人	(0.59%)	16人	(1.04%)
国際関係法（私法系）	185人	(12.13%)	189人	(12.25%)

イ 年齢別構成（本年12月末現在）

	平成30年	平成29年
平均年齢	28.8歳	28.8歳
最高年齢	68歳	71歳
最低年齢	19歳	21歳

ウ 性別構成

	平成30年		平成29年	
男性	1,150人	(75.41%)	1,228人	(79.59%)
女性	375人	(24.59%)	315人	(20.41%)

エ 司法試験受験回数

	平成30年	平成29年
1回目	862人	870人
2回目	269人	292人
3回目	187人	180人
4回目	134人	140人
5回目	73人	61人

※ 平成30年司法試験の受験資格による受験回数

オ 既修・未修別

	平成30年	平成29年
既修者法学部	781人	852人
既修者非法学部	52人	70人
未修者法学部	253人	231人
未修者非法学部	103人	100人

※ 受験願書に基づく情報

2 得点の状況

(1) 総合点

	平成30年	平成29年
最高点	1197.79点	1243.26点
最低点	414.66点	408.27点
平均点	790.17点	780.74点

(2) 論文式試験得点

	平成30年	平成29年
最高点	602.73点	624.72点
最低点	172.95点	171.01点
平均点	378.08点 (369.80点)	374.04点 (360.53点)

※ 総合評価対象者の得点（括弧内の点数は、最低ライン点未満の者を含んだ点数である。）

(3) 最低ライン点未満者

	平成30年	平成29年
最低ライン点未満実人員	188人	343人
公法系科目	82人	46人
民事系科目	65人	149人
刑事系科目	33人	128人
選択科目	85人	174人
倒産法	16人	12人
租税法	7人	8人
経済法	8人	15人
知的財産法	34人	20人
労働法	7人	91人
環境法	1人	4人
国際関係法（公法系）	0人	0人
国際関係法（私法系）	12人	24人

※ 最低ライン点未満者の者の合計は265人となるが、36人が2科目、10人が3科目及び7人が4科目において最低ライン未満点となっていることから、最低ライン点未満実人員は188人となる。

3 参考資料

- ・ 平成30年司法試験総合点別人員調（総合評価）
- ・ 平成30年司法試験論文式試験得点別人員調（合計得点）
- ・ 平成30年司法試験論文式試験得点別人員調（公法系科目）
- ・ 平成30年司法試験論文式試験得点別人員調（民事系科目）
- ・ 平成30年司法試験論文式試験得点別人員調（刑事系科目）
- ・ 平成30年司法試験論文式試験得点別人員調（選択科目）

3 予備試験

① 概要

2011年から始まった予備試験は、法科大学院を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する試験です。法科大学院に進学しなくても予備試験に合格すれば、司法試験を受験することができます。

予備試験自体には受験資格はなく、予備試験短答式試験は誰でも受験することができます。司法試験とは異なり、短答式試験の合格者のみが論文式試験を受験することができます。そして、論文式試験の合格者のみが口述試験を受験できるという3段階選抜制です。晴れて口述試験に合格すると、予備試験合格者となり、翌年の5月の司法試験から受験することができます。

ただし、予備試験も法科大学院と同様、受験資格取得後は「5年5回」という期限と回数の制限があります。

② 予備試験のレベル

法科大学院修了生と同等レベルの能力を証明する試験ですから、司法試験レベルに近いと言えます。

司法試験 ≥ 予備試験 > 法科大学院既修者入試

特に予備試験法律科目の短答式試験は、司法試験の短答式試験と同じ日に実施され、問題は、司法試験短答式問題と約8割程度共通しており、法律科目の短答問題に限れば、求められているレベルは司法試験レベルです。

論文式試験は、旧司法試験よりも(新)司法試験に近い形式で出題されています。司法試験よりは、問題文は簡略なものになっていますが、法律基本科目で求められているレベルは司法試験で求められているものに近いです。つまり、試されている能力の方向性は同じです。

③ 実施日程・試験地・出願・試験科目・合否基準

<試験日> 短答式試験は5月中旬、論文式試験は7月中旬、口述試験は10月下旬に実施されます。

<試験地> 短答式試験は、札幌市・仙台市・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市

論文式試験は、札幌市・東京都・大阪市・福岡市

口述試験は、東京都又はその周辺

<結果発表> 短答式試験は6月中旬、論文式試験は10月中旬、口述試験は11月中旬です。

<出願> 出願時期は、1月頃です。願書は郵送、法務省来庁で交付しています。

受験料は17,500円です。

●平成30年(2018年)の試験日程

[短答式試験]

試験期日	集合	着席	試験時間		試験科目
2018/5/20(日)	8:45	9:15	9:45~11:15	1時間30分	民法・商法・民事訴訟法
	—	11:45	12:00~13:00	1時間	憲法・行政法
	—	14:00	14:15~15:15	1時間	刑法・刑事訴訟法
	—	15:45	16:00~17:30	1時間30分	一般教養科目

・短答式試験合格発表：平成30年6月14日

・合格通知書兼論文式試験受験票兼成績通知書発送：6月下旬

[論文式試験]

試験期日	集合	着席	試験時間		試験科目
2018/7/15(日)	8:30	9:00	9:30~11:50	2時間20分	憲法・行政法
	—	13:00	13:15~15:35	2時間20分	刑法・刑事訴訟法
	—	16:15	16:30~17:30	1時間	一般教養科目
2018/7/16(月)	8:30	9:00	9:30~12:30	3時間	法律実務基礎科目(民事・刑事)
	—	13:45	14:00~17:30	3時間30分	民法・商法・民事訴訟法

・論文式試験合格発表：平成30年10月11日

・合格通知書兼口述試験受験票兼成績通知書発送：10月中旬

[口述試験]

試験期日	10月27日(土)~10月28日(日)
試験科目	法律実務基礎科目(民事)・法律実務基礎科目(刑事)

・合格発表：平成30年11月8日

・合格証書及び成績通知書発送：11月中旬

平成30年司法試験予備試験短答式試験の結果

平成30年6月18日
法務省大臣官房人事課

1 受験者数等

- (1) 出願者 13,746人
- (2) 欠席者 2,610人
- (3) 受験者 11,136人
(うち途中欠席81人)
- (4) 受験率 81.0%

(注) 受験率とは、出願者に占める受験者の割合である。

- (5) 採点対象者 11,055人

2 短答式試験の合格者

- (1) 合格点
各科目の合計得点160点以上(270点満点)
- (2) 合格者数
2,661人
- (3) 合格者の平均点
177.7点

3 短答式試験の得点

得点		最高点	最低点	平均点
合計得点 (270点満点)		233	0	131.1
科目別得点	憲法 (30点満点)	30	0	16.8
	行政法 (30点満点)	30	0	12.4
	民法 (30点満点)	30	0	14.7
	商法 (30点満点)	30	0	12.8
	民事訴訟法 (30点満点)	30	0	14.7
	刑法 (30点満点)	30	0	15.7
	刑事訴訟法 (30点満点)	30	0	16.1
	一般教養科目 (60点満点)	60	0	27.9

平成30年司法試験予備試験論文式試験の結果

平成30年10月11日
法務省大臣官房人事課

- 1 受験者数 2,551人(うち途中欠席等17人)
- 2 採点対象者 2,534人
- 3 合格点 240点以上
- 4 合格者数 459人
- 5 採点対象者の最高点等
 - (1) 最高点 332.82点
 - (2) 最低点 31.96点
 - (3) 平均点 200.76点
- 6 参考資料 平成30年司法試験予備試験論文式試験得点別人員調

平成30年司法試験予備試験口述試験の結果

平成30年11月8日
法務省大臣官房人事課

- 1 受験予定者数 459人
- 2 受験者数 456人（うち途中欠席1人）
- 3 合格点 119点以上
- 4 合格者数 433人
- 5 合格者の年齢（本年12月末現在）
 - (1) 最低年齢 19歳
 - (2) 最高年齢 64歳
 - (3) 平均年齢 27.43歳※ 受験願書に基づく情報
- 6 合格者の性別構成
 - (1) 男性 352人（81.29%）
 - (2) 女性 81人（18.71%）※ 受験願書に基づく情報

4 出願手続き

司法試験・予備試験共に、願書の交付・受付期間は大変短いです。逃してしまうと翌年の試験まで待つしかありません。
11月上旬～中旬に法務省HP(http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html)にて、各試験の公告がされますので、随時確認して、出願を逃さないようにしましょう！

注意

TAC/Wセミナーでは、願書の配布・出願代行等の出願に関するお手続きは一切行っておりません。
必ずご自身で行ってください！

平成31年司法試験実施予定表

事 項	期 日	備 考
試 験 公 告	平成30年 11月9日(金)	
願 書 交 付	自 11月9日(金) 至 12月4日(火)	
願 書 受 付	自 11月20日(火) 至 12月4日(火)	
試 験 実 施	平成31年 5月15日(水) 5月16日(木) 5月18日(土) 5月19日(日)	
短 答 式 試 験 成 績 発 表	6月6日(木)	
合 格 発 表	9月10日(火)	

平成31年司法試験受験願書の交付等について

1 平成31年司法試験受験願書の交付について

(1) 交付期間

平成30年11月9日(金)から同年12月4日(火)まで

(出願期間：平成30年11月20日(火)から同年12月4日(火)まで)

出願は、12月4日(火)までの消印有効となりますので、余裕をもって入手してください。

(2) 法科大学院を通じて交付を受ける場合(1名1部ずつ)

通学する法科大学院又は法科大学院の課程を修了した当該大学院に交付を申し出てください。

司法試験委員会から各法科大学院に対し、交付開始日までに受験願書を送付します。

(3) 郵送による場合(1名1部ずつ)

郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「**司法試験受験願書請求**」と記載し、裏に差出人名を記載した適宜の封筒に、返信用封筒(角形2号【縦33.2cm,横24.0cm程度】に**205**円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの)を封入して、司法試験委員会宛てに請求してください(上記交付期間内必着)。返信用封筒がない場合は郵送しません。

請求先 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1(法務省内) 司法試験委員会

(4) 来庁による場合(1名1部ずつ)

ア 交付場所 法務省1階東玄関(日比谷公園側)

以下の「受験願書交付場所」案内図のとおり

イ 交付時間 10:00~18:00

(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)

2 平成31年司法試験の出願について

出願時に、各市区町村から配布された「住民票コード(11桁)」が必要となります(住民票の提出は不要です)。住民票コードの提供に時間が掛かる場合もありますので、確認方法については、お住まいの市区町村に早めにお問い合わせください。

平成30年司法試験予備試験実施予定表

事 項	期 日	備 考
試 験 公 告	平成29年 11月17日(金)	
願 書 交 付	平成30年 自 1月4日(木) 至 1月26日(金)	
願 書 受 付	自 1月15日(月) 至 1月26日(金)	
短 答 式 試 験 実 施	5月20日(日)	
短 答 式 試 験 合 格 発 表	6月14日(木)	
論 文 式 試 験 実 施	自 7月15日(日) 至 7月16日(月)	
論 文 式 試 験 合 格 発 表	10月11日(木)	
口 述 試 験 実 施	自10月27日(土) 至10月28日(日)	
最 終 合 格 発 表	11月8日(木)	

平成30年司法試験予備試験受験願書の交付等について

1 平成30年司法試験予備試験受験願書の交付について

(1) 交付期間

平成30年1月4日(木)から同年1月26日(金)まで

(出願期間:平成30年1月15日(月)から同年1月26日(金)まで)

出願は、平成30年1月26日(金)までの消印有効となりますので、余裕をもって入手してください。

(2) 郵送による場合(1名1部ずつ)

郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「**司法試験予備試験受験願書請求**」と記載し、裏に差出人名を記載した適宜の封筒に、返信用封筒(角形2号【縦33.2cm,横24.0cm程度】に**140**円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号,送付先住所,氏名及び電話番号を明記したもの)を封入して、司法試験委員会宛てに請求してください(上記交付期間内必着)。返信用封筒がない場合は郵送しません。

請求先 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1(法務省内) 司法試験委員会

(3) 来庁による場合(1名1部ずつ)

ア 交付場所 法務省1階東玄関(日比谷公園側)

別添「受験願書交付場所」案内図のとおり

イ 交付時間 10:00~18:00

(土曜日,日曜日及び祝日等の休日を除く。)

2 平成30年司法試験予備試験の出願について

次に該当する方は、**住民票**(6か月以内に交付されたもので、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。日本国籍を有しない方は国籍の記載があるもの。③に該当する方は通称の記載があるもの。)を出願時に提出してください。

① 司法試験及び司法試験予備試験のいずれも出願したことがない場合

② 受験者IDを紛失した又は取得したことがない場合

③ 日本国籍を有しない方で、通称による受験を希望する場合

※ 平成30年から住民票の提出に関する取扱いが上記のとおりとなりました。
なお、提出された住民票は返却いたしません。

5 試験科目について

① 必須科目・予備試験特有の科目について

<1> 必須科目(論文式)のイメージについて

・憲法

表現の自由、職業選択の自由、幸福追求権、平等権等の、憲法上の権利に関する紛争についての出題や、国家の統治機構についての出題がなされます。

・行政法

違法建築の撤去処分、公務員の懲戒処分等、行政上の問題点についての出題や、国家賠償や損失補償についての出題がなされます。

・民法

貸した金を返してほしい、損害賠償を請求したい等、私人同士の権利の争いについての出題や、相続や離婚問題の出題がなされます。

・商法

株主総会でミスがあった時どうすべきか、取締役が不祥事を働いたときどうすべきか等についての出題や、企業同士の合併の規律についての出題がなされます。

・民事訴訟法

民法や商法を裁判の手続きに乗せた時、どのような点に気を付けなければいけないか等の出題や、裁判上の和解についてどう考えるか等の出題がなされます。

・刑法

暴行罪、傷害罪、公務執行妨害罪など、具体的な行為について犯罪が成立するのかもしれないかを検討する等の出題がなされます。

・刑事訴訟法

警察が捜査をするにあたっての注意点は何か等の出題や、犯罪の成否を裁判で争うときにどのような点に注意すべきか等の出題がなされます。

<2> 予備試験特有の科目(論文式)について

・法律実務基礎科目

まず、民事は、裁判になったときに、どのような訴状を書くべきか等の出題や、証拠として出てきた書面が証拠として使えるのかどうかの判断をさせる等の出題がなされます。民法、商法、民事訴訟法よりも、実務を意識した内容になっています。

次に、刑事は、犯人と被疑者が本当に同一人物なのかどうかを客観的証拠から判断する等の出題や、公判前整理手続で何をすべきか等の出題がなされます。刑法や刑事訴訟法よりも、実務を意識した内容になっています。

・一般教養科目

経済学者の文章や社会学者の文章などを読み、その意味するところを簡潔に要約させる等の出題や、課題を与えられ、自分の立場を明確にして文章を書く等の出題がなされます。

① 司法試験選択科目について

<1>各選択科目の特徴について

・労働法

基本書・演習書は特に充実している科目です。また、合格後の実務においても街弁(市民をお客様にする弁護士)・企業側の弁護士ともに役立つ場面の多い科目であるといえます。デメリットとして、勉強量・暗記量の多い科目であり、時間的負担は大きいです。

・倒産法

具体的には、破産法・民事再生法から出題されます。両法とも民事系科目(民法・商法・民事訴訟法)と関連性が強いので、得意とされている方にはおすすめの科目といえます。また、実務においても企業法務を扱う場合には重要な知識のため有用性は高いです。デメリットとしては、こちらも学習量は結構多いです。また、民事訴訟法が苦手な方(受験生には結構います)にはなかなか難しい科目と言えます。

・経済法

ほぼ独占禁止法から出題されます。また、刑法的要素が多く含まれる科目のため、得意とされている方にはおすすめの科目と言えます。かつ、学習量も比較的少ない科目のため対策はしやすいと言えます。デメリットとしては、合格後の実務において使われることがあまり多くない点が挙げられます(関わるのは、検察特捜部や独占禁止法案件を扱うような大きな事務所の弁護士ぐらいのようです)。

・知的財産法

主に特許法・著作権法から出題されます。民法・民事訴訟法との関連性の高い科目です。知的財産を扱う事務所勤務したい方には必須の科目です。デメリットとしては、学習量が多くかつ改正も多い法分野であるため絶えず知識のブラッシュアップが求められる点が挙げられます。

・国際関係法(私法)

近年人気上昇中の選択科目です。涉外案件(海外の企業との契約等)を扱う弁護士事務所では有用性の高い科目といえます。学習量としてもそこまで多い科目ではないようです。デメリットとしては、教材の種類がそれほど豊富ではないこと、イメージをつかみにくい科目であることが挙げられます。

・租税法

出題は主に所得税法と、それに関係する限度で法人税法及び国税通則法から2問出題されます(簿記・会計の知識が必要とされる部分は出題範囲外です)。公認会計士(もしくは学習経験のある方)の司法試験受験生は、対策が楽な科目です。租税の影響を受けない人はいないので、実務では必ず役に立つ上、租税について理解の深い法曹は数が多くなく、付加価値を持った法曹として活躍したい人にはよい選択科目といえます。また、学習量も比較的少ない科目です。デメリットとしては、司法試験の試験科目として学ぶのは税法の一部分であるため、実務で使うには、合格後にさらにしっかり学習する必要があることが挙げられます。

・環境法

民法・行政法との関連が強く相乗効果が期待できます。また、試験問題自体は現場思考型の問題が多いため、学習時間は少ないことがメリットと言えます。デメリットとして、実務ではほぼ使わない(環境訴訟を扱う弁護士は稀有)ことや教材の種類が少ない、法科大学院では開講しているところも少ないことが挙げられます。

・国際関係法(公法)

国際的な問題に関心がある方にはとっつきやすい科目です。また、圧倒的に受験者が少ない科目のため、高得点を取ればかなり有利になると言えます。デメリットとしては、実務において国連職員、外務省職員等でなければ役に立つ機会がほぼないこと、対象となる法律が多く範囲が広いことが挙げられます。

<2> 選択科目を選ぶ際のポイント

選択科目については、出願の段階で決めていなければなりません。しかし、選び方は、人それぞれです。合格後の実務を見据えて選ぶ人や、単に興味がある、得点しやすいという点で選ぶ人もいます。悩んだときは、学習していて面白いと思った科目を選ぶことをお勧めします。

第2部 司法試験豆知識

1、司法試験を受験するにあたって知っておくべき単語あれこれ

(1) 解釈と規範

六法をめくると、条文が書いてあります。条文には、いろいろなことが書かれていますが、総じて抽象的なはずで、

例えば、刑法 204 条における「傷害」という単語一つとっても、では具体的な場面で何が「傷害」にあたるのかまでは、条文には書いていません。

ここで必要なのが解釈と呼ばれる作業です。「傷害」とはいかなるものを含み、いかなるものを含まないのかの基準を、解釈によって導くのです。条文の文言を解釈することで、条文の文言と具体的な事実の間に、何らかの基準を設けることができます。

解釈によって設けられた基準を、規範と呼びます。

(2) 判例

判例とは、平たく言うと、事案についての最高裁判所の判断です。そして、判例は、規範を述べることがあります。法律家の世界においては、判例や判例の規範は、かなり重要な意味を持ちます。

(3) 通説と少数説・独自説

通説とは、一般的にそう考えられている説のことです。法的概念をどのように考えるべきか、というレベルの通説から、条文の文言解釈をどのようにすべきか、というレベルの通説まで、様々です。先ほどの解釈でいうならば、「傷害」という文言が、一般的には〇〇と解釈されるとき、その解釈は通説といえます。他方で、自分はそうは思わないという人もいるでしょう。何人かはそのように唱えているけれど多くはないという説を少数説、一人しか唱えていない説を独自説と言います。

(4) 基本書、予備校本、判例百選

基本書とは、ある法分野について、専門的に書かれた書物のことをいいます。主に学者や法律実務家により執筆されます。原則的に学術研究の意味合いが強いのが特徴です。

予備校本とは、司法試験受験予備校の講師等が執筆した本をいいます。基本書とは異なり、原則的に司法試験に効率よく合格するために必要な知識に絞って記述されているのが特徴です。

判例百選とは、特定の法分野における判例の中でも特に重要とされる約 100 個の判例を一冊にまとめた、有斐閣が出版している本のことで、法律家にとって重要な判例であることはもちろん、司法試験受験生にとっても極めて重要な判例が選抜されているといえます。

2、六法について

六法毎に用途が異なるため、場面に応じて使い分けるのがオススメです。

(1) ポケット六法、デイリー六法など→日常使いにオススメ

まず、ポケット六法（有斐閣）や、デイリー六法（三省堂）といった、オーソドックスな六法があります。一般にイメージする六法に近いのがこれらの六法でしょう。収録されている法律の種類が多めです。大学・法科大学院で**日常使い**するのに最も適した六法といえます。

(2) 判例六法→自学自習用にオススメ

次に、判例六法（有斐閣）を紹介します。これは、ポケット六法やデイリー六法と異なり、条文と一緒に、判例が掲載されているので、どの条文のどの文言でどのような判断がなされたかが一目瞭然です。短答式試験の知識整理や、論文式試験のまとめノートの素材として使用する受験生が多く、人気が高いです。しかし、本番の論文式試験で貸与される六法は、ポケット六法やデイリー六法と同じく、条文のみが掲載された六法です。これらを踏まえると、専ら**自学自習用**の六法といえます。

(3) 司法試験用法文、司法試験予備試験用法文、司法試験用六法、司法試験予備試験用六法→論文を書く練習をする際にオススメ

司法試験・予備試験の論文式試験では、試験用の六法が貸与（そして論文全科目を受け切った人に限り持ち帰りが認められる。）されます。それが、司法試験用法文、司法試験予備試験用法文です。論文式試験に解答するに当たって参照することがあり得る法律のみを収録した六法なので、上記のいずれの六法よりも、収録されている法律は少ないです。条文番号の表記が、ポケット六法等では『第一〇〇条』となっているところが『第百条』となっているなど、表記に特徴がある点が他の六法とは異なります。そのため、論文を書く練習の際にポケット六法等を使用していると、いざ本番になって条文表記の違いに驚くことがあります。そこで、本番で貸与される六法と同じ条文番号の表記がされている、司法試験用六法（第一法規）や司法試験予備試験用六法（第一法規）を購入して**論文を書く練習をする際に**使用する、という勉強方法がオススメです。難点は、これらの六法は非常に値段が高いということです。購入する際は、お財布と相談ということになるでしょう。ちなみに、既に合格した知人から前年度の法文をもらい受けるといった入手方法もオススメです。

3、文房具について

- (1) 司法試験・予備試験の論文式試験で使用できる筆記用具

黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）

※鉛筆やシャープペンシルは不可

- (2) 司法試験・予備試験の短答式試験で使用できる筆記用具

鉛筆（B又はHB）

※シャープペンシルは不可（法務省 HP では「使用しないでください」とされている）

4、答案を書くときの注意点

- (1) 基本的な書式

ア、司法試験

(ア) 必須科目

A 4判縦置き、横書きの片面で罫線は 23 行。表紙を含め、左上がステープルで留められている。1 問につき表紙を除き 8 枚。追加配布は無し。

(イ) 選択科目

A 4判縦置き、横書きの片面で罫線は 23 行。表紙を含め、左上がステープルで留められている。1 問につき表紙を除き 4 枚を配付。追加配付は無し。

イ、予備試験

(ア) 法律基本科目

両面に記載する形式の答案用紙（A 3 版横書き）1 枚

(イ) 法律実務基礎科目

民事・刑事それぞれにつき、両面に記載する形式の答案用紙（A 3 版横書き）1 枚

(ウ) 一般教養科目

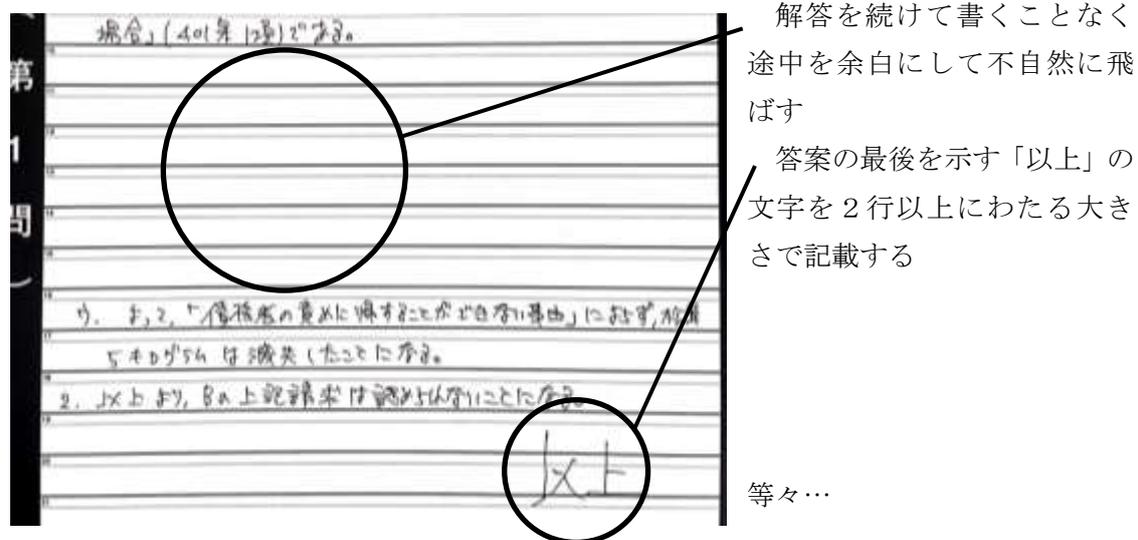
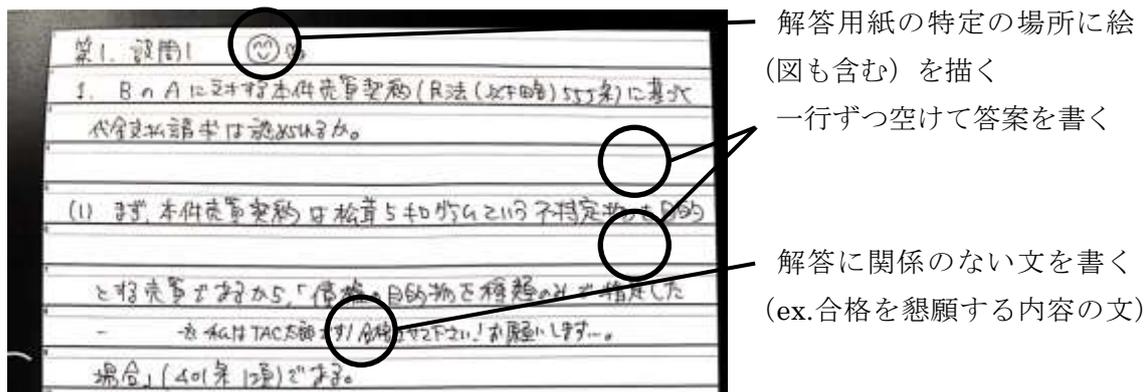
片面に記載する形式の答案用紙（A 3 版横書き）1 枚

(2) 避けなければならない『特定答案』

ア、『特定答案』とは

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案

イ、『特定答案』の具体例 ※あくまでも一例でしかありません！



以上

第3部 合格体験記

1、自己紹介

氏名：河合孝行（かわいたかゆき）

出身大学：中央大学法学部法律学科、2015年卒業

出身法科大学院：中央大学法科大学院、2017年修了

●司法試験・予備試験受験歴

受験年度	2013年・予 大学3年	2014年・予 大学4年	2015年・予 既修2年	2016年・予 既修3年	2017年・本 1回目	2018年・本 2回目
短答	不合格	合格	合格	合格	合格	合格
論文	—	不合格	不合格	不合格	不合格	合格

2、司法試験・予備試験の受験動機

- ・漠然と公務員試験を受ける気であった（大学3年生初めまで）
- ・趣味の離島旅行中にフェリー内で出張法律相談会の張り紙を見る→離島のような過疎地で働く弁護士の存在を確認し驚く
- ・困っている人の力になることに喜びを感じる性格→たいていの仕事は世の中の人の役に立つ→将来を決めかねていた
- ・その頃、司法試験に合格した後国家総合職に内定した先輩に会って話を聞く機会があった→曰く「弁護士資格はフリーパス」（資格があれば将来の選択肢も広がる、なにより法律家にはなれる）→受けてみたい（大学3年6月ごろだったと思う）
- ・短期的な目標が欲しい→予備試験受験を決意

3、学習状況（本試験受験まで）

（1）2013年（大学3年生）

漫然と周りに流され公務員試験を受ける気であったが、友達につられて怖いもの見たさで予備試験を受ける。合計102点？だったと思う。短答で不合格。

（2）2014年（大学4年生）

予備校で6月ごろから司法試験向けの講座を受ける。当初から短答は解いていた。年明けからはどうしても短答に受かりたいと思い、短答：論文=10：0で勉強する。

結果、初めて短答に合格する。172点で、足切り点の2点上。ギリギリの合格。

論文試験は1556位でズタボロ。年明けから論文対策は1分もしていないに等しいレベルなので当たり前。

中央大学法科大学院に合格。免除がついていたので、同法科大学院へ進学。

(3) 2015年(ロースクール既修2年生)

この年で予備試験に合格しなかった。短答は180点?で合格。論文試験で途中答案を連発したり、設問の番号を間違えたりして気力が萎えることを経験する。結果は1024位。論文不合格。

ロースクールの予習復習を漫然と行っていた。一元化も行わなかった。

(4) 2016年(ロースクール既修3年生)

ロースクールが楽しくなり、予備試験の合格はそこまで考えなくなった。受かっても落ちても翌年は本試験と考えていたので、気楽に受けた。短答は175点。この年の論文は『答案をできるだけ短くしてみる』『事実を一字一句たがわず引き写す』を心がけて実験的に取り組んだ。論文は792位で論文不合格。

4、短答が苦手な人向け・短答式試験合格の秘訣(※論文式試験とは全く異なる)

- ・『根性』。苦手な人ほど、根性。
- ・どんなに苦手でも、問題の意味が理解できなくても、解説が理解できなくても、何十周も回せば合格最低点は超えられるようになる。
- ・秘訣もへったくれもないけど、根性。
- ・自分は、全科目20周は平気で回した。多い科目で30周は回した。問題集がボロボロになるまで回した。短答式問題を解きすぎて気持ちが悪くなってもひたすらに解きまくった。
- ・正直に言えば、意味も分からず答えていた問題もかなりある。理由付け不明、答えだけわかる、みたい肢は山ほどあった。
- ・それでも、合格最低点は突破できた。
- ・短答が苦手なかつ、短答の点数が取れない人は、回転数が足りない(慣れが足りない)可能性がある。

5、本試験受験について

(1) 勉強方針

ア、2017年

- ・ブレにブレている。
- ・例：年明け『百選をつぶす』 2月『過去問で出た論点を基本書に戻って確認し暗記する』 3月『論証集を基本書から作って覚える』 4月『ロースクールの講義音声聞き直し論証化する』 5月『市販の論証集を覚える』
- ・完全にパニックに陥っている。何一つまともに繰り返したものが無い。バラバラの知識がぼんやりと頭に残っている感覚。
- ・短答 119点、論文 1625位、総合 1700位で不合格。
- ・論文でそれなりの順位にとどまったのは、過去問を2時間で書く訓練だけは毎日欠かさず続けていたからだと思う。

イ、2018年

- ・年内に本番までにやることを全て決める作戦に出た。
- ・昨年の反省から、繰り返しやるものを1つに絞ることにした（シンプルにする）。
- ・結果、各科目の知識を1冊の基本書に集約することに決めた。
- ・年内に全て通読し、論証の規範部分・理由付け部分にえんぴつで下線を引く作業を終わらせる。
- ・年明けからは、予備校の答練にあわせて、基本書をひたすら繰り返し読む。
- ・直前期（1か月前）に入っても変わらず基本書を繰り返し読む。
- ・超直前期（2週間前）に、いままで何度も読み込んだ基本書を基に、最終確認のための論証集を作った。

(2) メンタル面

ア、2017年のメンタル面

- ・C答案をそろえようという意識を持っていたつもりが、無意識にBやAを狙っていた感があった。
- ・途中答案にさえならなければいいと漠然と認識していた。

イ、2018年のメンタル面

- ・再現答案を集め徹底的に分析し、何をすればEF答案になるのかを自分なりに明らかにした。そしてEF回避をいつも自分に言い聞かせていた。
- ・本番はいい評価を取ろうなどとは微塵も考えておらず、とにかくEF評価さえ取らなければいいとだけ考えて、その通りにふるまった。具体的には、EFを回避できるだけの構成が完成したらさっさと書き出し、加点事由は気づいてもほとんど無視した。

- ・自己分析の結果、自分は『真面目にやればやるほど自分の世界に入り込んでしまい、周りが見えなくなる』という性質を持っていることが分かった。
- ・この性質ゆえに、問題文の誘導を見落とししたり、曲解したりすることが多々あった。
- ・そこで、普段から『肩の力を抜く・緩い感じである』必要があると考え、対策として『毎日わざと遊ぶ時間を設ける』ことにした。
- ・勉強は原則1日8時間以内。遅くても21時には終わる。あとはYoutube見たりゲームしたり本読んだり飲みに行ったりいろいろしていた。旅行にも3回行ったし、友人の結婚式にも参加した。バイトは4月の終わりまで週3で続けた。

6、受験生へのメッセージ

- ・司法試験は誰でも受かる→真実だと思うが、かなり乱暴な言い方
- ・司法試験の合格=「司法試験当日に合格点を超える答案を書くこと」という当たり前だが忘れがちな事実
- ・その人の性格により、「司法試験当日に合格点を超える答案を書くこと」に必要なものが大きく異なる
- ・ゆえに自己分析が大切
- ・自分を知ったうえで合格戦略を立てることが必要

以上



208-8900-1011-17